

令和4年10月1日から 紹介状なしの受診時の患者負担金額 (保険外併用療養費)が変わります

令和4年度診療報酬改定に伴い、令和4年10月1日より紹介状なしで受診された場合にご負担いただく「保険外併用療養費(※)」を次のとおり改定いたします。

※ 保険外併用療養費とは、医療機関の機能分化の推進を目的として厚生労働省により制定された制度で、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない患者様から徴収させていただく費用となります。

	令和4年9月30日まで (改定前)	令和4年10月1日から (改定後)	対象患者
初診時	5,500円	7,700円	初診時に他の医療機関から紹介状がない場合
再診時	2,750円	3,300円	他の医療機関に紹介したにも関わらず、紹介状を持たずに再度当院を受診する場合

- 当院に通院中であっても、**通院中の診療科以外の診療科を紹介状**
または院内紹介なしで受診された場合、「保険外併用療養費」を
ご負担いただくこととなります。

ただし、以下の方は「保険外併用療養費」のご負担はありません。

- 緊急性の高い症例で救急車により搬送された方、または救急時間外で受診された方
- 特定疾患または障害などにより国の定める各種公費負担制度を受給されている方
(ひとり親家庭医療・乳幼児医療・こども医療の助成制度は除く)
- 健康診断等の結果により精密検査受診の指示を受けられた方
- 健康保険を使われない方(労働災害、公務災害、交通事故等)
- 即日入院された方
- 通院中の診療科から院内紹介されて新たな診療科を受診する場合

※ 「保険外併用療養費」をお支払いされた時は、保険診療費用から初診時は200点、再診時は50点が控除されます。

独立行政法人 労働者健康安全機構



福島労災病院